

ポイント

(令和7年度業務運営の検証委員会の結果)

令和7年度年度計画において「業務運営の検証委員会で検討し、必要に応じて見直しを行う」こととしている取組に加え、令和6年度農業信用保険業務運営の検証において「今後の運用状況を検証する」こととした取組について検証を行った。

また、保険事故率の低減に向けた取組として現在実施している部分保証やペナルティー方式等の導入効果についても、引き続き検証を行った。

検証の結果

1. スマート農業等の新技術に係る資金需要への対応について

スマート農業等の新技術については、日々研究開発が進められており、さまざまな革新的技術が現場段階において実装化されていることから、最新の技術情報等を収集するとともに、導入先を実際に訪問し取組実態を聴取することにより、導入効果、留意点、導入後の気づきを把握し、保証審査の円滑化に資する情報を協会に幅広くかつ継続的に提供していくことが重要。

2. 法人経営や大規模経営等の増加をはじめとする農業構造の変化に係る資金需要への対応について

前年度に引き続き、協会への調査や融資機関等との意見交換による情報収集、関係機関に対する効果的な引受推進策を示せるよう優良事例の発掘及び情報共有の取組を実施。

令和7年4月から9月までの農業資金の法人向け新規引受額は391億49百万円（前年同期比13%増）。農業経営体における法人化の進展に加え、JAバンクを中心とした融資機関の農業融資拡大の取組と協会における普及推進の取組によるものと推察。

法人向けの保険引受けについては、第5期中期目標において「農業資金の法人向け新規引受額（5年間累計）を前中期目標期間対比で5%以上増加」との指標が設定されているところ、令和7年9月末までの2年半の引受実績は1,984億76百万円で目標値に対する進捗率は49%と概ね順調に推移。農業融資に対して保証保険を行うという制度設計上、信用基金単独で目標を達成することが困難であるため、主務省と連携を密にしながら、関係団体等への働きかけを進めていくことが重要。

3. 大口保険保証引受における事前協議についての検証

大口保険保証引受案件の事前協議において、令和4年4月から適用している経営財務状況に応じた事前協議の内部基準（以下「ガイドラ

イン」という。)については、運用状況の検証の結果、協会においてもガイドラインに沿った対応が浸透。

4. 要管理特定事前協議被保証者の期中管理方針の報告等

令和4年度から信用基金として開始した、期中管理を強化する取組を検証したところ、適切に期中管理の対応を実施していることを確認。

5. 部分保証、ペナルティー方式について

部分保証やペナルティー方式については、一定の効果があるものと認められるが、これまでの当委員会でも検証したとおり様々な課題があり、また、協会が個別に融資機関の理解を得て部分保証の対象資金や、ペナルティー方式の導入の拡大等を行うことは困難がある。

6. 事務処理の適正かつ迅速な実施

協会から提出される書類に係る簡素化の可否等の検討については、現在、農業保証保険システムの構築に向けて、システム負荷及び事務処理負担の軽減を図る検討を行っているところであり、協会に提出を求める書類についても併せて検討していく。

令和7年度においては、家畜疾病経営維持資金にクイック融資メニューによる資金の融通が追加されたことに伴い、大口保険保証事前協議に係る協会からの提出書類の簡素化を実施。

また、農業信用保険業務における各事務の処理状況について、令和7年度上半期の処理状況を確認したところ、概ね適正に処理されていることを確認。

令和 7 年度農業信用保険業務運営の検証について

令和 7 年 12 月 10 日

1 趣旨

第 5 期中期目標により指示された目標の達成に向けて、令和 7 年度年度計画において「業務運営の検証委員会で検討し、必要に応じて見直しを行う」こととしている取組に加え、令和 6 年度農業信用保険業務運営の検証において「今後の運用状況を検証する」こととした取組について検証を行う。

また、保険事故率の低減に向けた取組として現在実施している部分保証やペナルティー方式等の導入効果についても、引き続き検証を行う。

2 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け

農業分野においては、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の多様化が進んでいることに加え、脱酸素・グリーン化の取組の導入・加速化、デジタル技術を活用したスマート農業の実装など社会経済情勢の変化に対応した新たな取組が進められる中、信用基金においても、これらに対応した適切な保険引受を推進し、個々の農業経営の財務状況に応じた保険引受を進めることが第 5 期中期目標において求められているところ。このため、令和 5 年度から以下の取組を開始してきた。

(1) スマート農業等の新技術に係る資金需要への対応

① 令和 6 年度までの取組

令和 6 年度においては、「スマート農業技術活用促進法」¹が成立・施行されたことを受け、農林水産省と打合せを行い、スマート農業保証引受の推進（スマート農業に係る展示会・セミナーの開催情報の提供、農業信用保険制度の普及等）について協力要請を行った。

また、令和 6 年 10 月に農業信用基金協会（以下「協会」という。）に対し実施した農業融資等に関する調査では、スマート農業資金の保証審査に当たり、新しい技術であるため、前例、実績、指標が少なく、評価が難しいこと、経営改善計画の数値の妥当性検証が難しいことという新技術導入ならではの意見やスマート農業融資の事例を紹介してほしいとの要

¹ 正式名称は「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和 6 年法律第 63 号）

【機密性 2 情報】

望が寄せられたことから、3 協会（山形県、宮崎県、鹿児島県）とともに農業者 7 先に現地訪問を行い、導入事例を参考に、導入に当たっての留意点などを整理し、事例集として信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行った。

なお、令和 5 年度に開発した収支シミュレーションツール（水田作）については、データ入力に時間を要するなどから、迅速な審査が求められる協会においては、保証審査に用いることが非常に難しいなどの意見が寄せられ、効果的な活用事例の把握等はできなかった。

② 令和 7 年度における取組

ア 愛知県、島根県、山口県の 3 協会を訪問し、スマート農業関係資金の保証状況について意見交換を行うとともに、融資機関（JA）に対して資金需要について聴取した。このうち、愛知県においては、水稻栽培法人とトマト栽培法人を視察し、スマート農業の導入経緯、活用状況、導入効果などについて情報収集を行い、水稻栽培法人の導入事例を 9 月に開催した保証審査実務担当者研修会において紹介した。

イ 協会担当者向けの WEB 説明会（4 月）において、スマート農業技術活用促進法の概要などについて説明したほか、農林水産省が主催するスマート農業推進フォーラム等のスマート農業関係イベントの開催情報等を提供した。

ウ また、協会に対し、令和 6 年度に引き続き、7 月に「農業融資等に係る調査」（以下「7 年度調査」という。）を行ったところ、

（ア）スマート農業資金の保証申込み状況については、「年間に数件程度」が 28 協会（前年度 26 協会）、「ほぼ毎月のように実績がある」が 11 協会（同 12 協会）であり、申込み内容は、「ドローン」が 39 協会（同 40 協会）、「自動操舵機能付きトラクター、田植え機、コンバイン」が 26 協会（同 24 協会）、「ハウス等環境制御システム」が 17 協会（同 15 協会）と大きな変化は見られなかった。

（イ）スマート農業の導入技術の保証審査にあたって苦慮している点についても、前年度と同様に、新しい技術であるため、前例、実績、指標が少なく、評価が難しい（26 協会（前年度 32 協会））、経営改善計画の数値の妥当性検証が難しい（17 協会（同 17 協会））といった

【機密性2情報】

意見が寄せられた。

(ウ) スマート農業に関する情報提供として、農林水産省主催イベント(スマート農業推進フォーラム等)の開催情報を協会へ案内しているが、協会自らもスマート農業の導入技術に係るホームページやイベントを通じて情報収集に取り組んでいることが確認できた。具体的には、農林水産省や農研機構²のホームページのほか、スマート農業推進フォーラム、アグリビジネス創出フェア、農機メーカーのホームページなどが挙げられている。

また、実際にスマート農業技術を導入した保証先を訪問し、実際の農機具・システム等の見学を行っている協会も確認できた(10協会)。

③ 今後の取組

スマート農業等の新技術については、日々研究開発が進められており、さまざまな革新的技術が現場段階において実装化されていることから、農林水産省や研究開発機関等から、最新の技術情報や投資効果等の事例を収集するとともに、スマート農業導入先を実際に訪問し取組実態を聴取することにより、スマート農機導入による効果、留意点、導入後の気づきを把握し、保証審査の円滑化に資する情報を、協会に幅広くかつ継続的に提供していくことが重要であると考えられるため、引き続き、農林水産省と連携しつつ、これらの取組を進めていく必要がある。

このため、パンフレットの配布等を通じて保証保険制度の周知を図るとともに、協会が保証審査に当たって苦慮している点に対して、審査の一助となるよう投資効果等の具体的事例を協会に提供し、適切な引受けを進めていく必要がある。

(2) 法人経営や大規模経営等の増加をはじめとする農業構造の変化に係る資金需要への対応

① 令和6年度までの取組

令和6年度においては、引き続き、協会への調査や融資機関等との意見交換により情報等を収集するとともに、得られた情報等の分析を行い、さらには、農林水産省や協会と連携しつつ、融資機関等関係機関に対して効果的に引受推進していくための方策を示せるよう、優良事例の発掘及び情報共有に努めてきた。

² 正式名称は「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構」

【機密性 2 情報】

また、協会における融資機関等関係機関に対する普及推進に資するよう、法人向けに特化したリーフレットを作成・配布した。

② 令和 7 年度における取組

令和 6 年度に明確化した重点的に引受推進する 8 区域のうち、7 年度に意見交換を実施することとした 5 協会について、上期に 2 協会（北海道、愛知県）と意見交換を実施し、現場段階での資金ニーズや引受推進に当たっての課題等の把握を行った。このほか、島根県、山口県の 2 協会を訪問した際にも、県内の法人経営、大規模経営に対する保証状況について意見交換を行った。加えて、農林中金本店や愛知県信連と、資金ニーズの把握や農業法人等への融資推進に向けての意見交換を行った。

また、年々農業生産において役割・シェアを高めている法人経営等に対する農業資金の保証推進の必要性などについて、協会向けの WEB 説明会（4 月）、保証審査実務担当者研修会（9 月）において説明をした。

③ 引受実績

法人向けの保険引受けについては、第 5 期中期目標において「農業資金の法人向け新規引受額（5 年間累計）を前中期目標期間対比で 5 % 以上増加」との指標が設定されているところ、令和 7 年 9 月末までの引受実績は表 1 のとおりで、対前年同期比プラス 13%の伸びとなった。また、目標値（406,863 百万円）に対する進捗率は 49%と、概ね順調に推移している。

表 1 農業資金の法人向け新規引受額

(金額単位：百万円)

	前中期目標期間 最終年度値(A)	令和 5 年度	令和 6 年 4 月～9 月(B)	令和 6 年度	令和 7 年 4 月～9 月(C)	対前年同期比 (C)/(B)
新規引受額		77,180	34,691	82,147	39,149	113%
新規引受累計額	387,489	77,180	111,871	159,327	198,476	

目標値（5%増）(C)=(A)×1.05	406,863
令和 7 年 9 月末 (D)	198,476
進捗率 (D)/(C)	49%

④ 協会との意見交換、7 年度調査等を踏まえた考察

ア 協会における法人引受推進の取組

7 年度調査においても、農業法人を対象とした普及推進の取組は、個

【機密性2情報】

人経営体と区別することなく働きかけが行われていることが多いことが確認された。こうした中、ほとんどの協会において、都道府県の農業法人協会、都道府県庁（出先機関を含む）やJAや銀行等融資機関への働きかけが実施されていた。

農業資金の最大の融資機関であるJA系統においては、農業融資の推進に当たり、信用部門と営農部門との連携が期待されているところ、人手不足もあり農業融資の推進に係る意識にはJAごとに温度差がある。

7年度に意見交換を行ったあるJAでは、農業融資担当部署に営農部門にも精通した職員を配置し管内農業者とのリレーション構築に注力していること、7年度から融資先をピックアップしリスト化し、半年に1回のペースで訪問する計画を策定したこと、大口の案件では毎年決算状況を確認し、提出された5ヶ年計画と決算書データを入力・分析するソフトを開発する等、農業融資の推進に積極的に取り組んでいるとのことが確認できた。

イ 資金ニーズへの対応

5年度の調査において、農業法人は個人に比べ運転資金へのニーズが高いことが明らかになったが、6年度の調査においては、こうした運転資金の具体的な内容とその対応について調べた結果、コロナ禍及び物価高騰の影響を踏まえ、長期運転資金へのニーズが高いことが明らかになったが、こうした長期運転資金のニーズに対しては償還の蓋然性を確認しつつ適切に対応していく必要がある。

また、前向きな借換資金等については、経営改善に資するものとしてニーズがあるが、主務大臣指定資金の範囲を定める告示により保険対象外とされていることから、現状においては十分にそのニーズに応えきれていない実態がある。こうしたニーズに対応するためには、当該告示を定めている主務省に対して改正を求めていく必要があるが、一方で、信用基金の運用面を改善することにより、ニーズに対応できるものもあると考えられる。例えば、これまで信用基金においては、一時的に自己資金又は借入金によって取得又は購入された施設や設備等に対して融資された資金については、施設・設備資金が実行される前に、一時的に別の資金で費用を立て替えた場合には、当該施設・設備資金が借換資金と解釈されるのではないかというおそれもあり、このような場合

【機密性 2 情報】

には保険引受を対応してこなかったものの、今後は、融資の実態を踏まえ、信用基金の運用を改善することで資金ニーズに適切に対応できるよう、必要に応じて農林水産省とも協議しながら、対応していく必要がある。

ウ 大口資金ニーズに対応するための無担保無保証人限度額の廃止又は引き上げについて

信用基金の「農業特別無担保無保証人保証保険取扱要領」において定める無担保無保証人での保証引受限度額に対して7年度調査では、「各県の農業情勢や実情に応じて、協会が無担保無保証人限度額を定めればよい」として9協会から廃止等の要望があり、このうち「無担保無保証人限度額を引き上げる方向で検討する」と回答した協会が7協会あった。その理由として、「個人でも法人並みの規模で経営する農業者へ対応するため個人限度額を引上げ」が複数の協会から挙げられ、その他にも「農業機械・施設の高額化」、「担保徴求負担の軽減」、「個々の経営体の償還能力や資産状況により設定すべき」といった理由が挙げられている。

一方、「引き続き、全国統一ルールとして存置してほしい」との回答が38協会からあった。その理由として「限度額を超過するような大口案件は有担保が妥当」、「無担保無保証人対応に係る一定の規律は必要」、「特別準備金との兼ね合いもあり協会リスクが高まる」「概ね妥当であり現状の運用で問題無い」といった理由が挙げられている。

この「農業特別無担保無保証人保証保険取扱要領」は、協会からの要望を踏まえ、国の農業経営改善関係資金基本要綱に定める無担保無保証人限度額の上乗せ措置として信用基金が平成24年に創設した経緯がある。

現在、農林水産省において農業近代化資金の貸付限度額の引き上げ等の検討が進められていることから、その結果を踏まえ、無担保無保証人引受限度額の廃止又は引き上げについて協会を交えて検討することが必要である。

その際、協会において大口の保証引受けが困難な場合に備えて設けられている融資保険についても、金融庁で担保・保証に必要以上に依存しない融資が促されていることを踏まえた担保又は保証人の徴求の必要性や大口の保証引受けに慎重な県域における利便性の向上等の観点

【機密性 2 情報】

から、そのあり方も含め、合わせて検討することが必要である。

エ 農業近代化資金の一層の活用に向けた取組

民間融資機関の預貯金を原資とし、都道府県等が利子補給を行う農業近代化資金は、財政投融资を原資とする公庫資金のスーパーL資金と並ぶ担い手農業者向けの低金利の制度資金であり、農業資金向け保証保険引受実績の約2割を占めているが、公庫資金に比べて、資金使途や貸付限度額、償還年数等の点において劣後しており、近年は減少傾向にある。

こうした状況を踏まえ、農林水産省において農業近代化資金の資金使途や貸付限度額等についての見直し作業が進められているところであるが、そもそも、農業近代化資金は、融資機関、都道府県、協会といった関係機関が連携して融資が行われるため、農業近代化資金を一層活用するためには、各都道府県段階において、これらの関係機関の連携を一層強化し、資金の利便性を高めていく必要がある。

オ 取組事例（優良事例）の共有

6年度の調査においては、融資機関は農業融資専門職員を配置しているところが少なく、知識不足により審査に時間を要するため、スキルアップが不可欠といった声が寄せられた。

また、7年度上期にJAと実施した意見交換の中では、農業融資に積極的なJAでは、営農部門と信用部門の連携、またJAと行政との連携が密に行われていることが把握できた。こうした取組は、JAバンクの中期戦略に基づいて実施されているものと推察されるが、今後、広く普及することを期待したい。

⑤ 今後の取組

令和7年9月末までの法人引受実績の伸びは、農業経営体における法人化が進んでいることに加え、これに対応する形でのJAバンクを中心とした融資機関の農業融資拡大の取組と協会における普及推進の取組によるものと推察される。

今後も継続的に融資機関等に対して保証保険制度の周知の取組を行うとともに、協会に対する調査等において把握した各県域における効果的な取組内容を他の協会に情報提供することで各協会における一層の取組

【機密性 2 情報】

強化を図る必要がある。

さらに、信用基金での無担保無保証人での保証引受限度額の見直し検討に加え、農業近代化資金の保証限度額を含めた貸出条件、公庫と民間融資機関の役割分担の基準といった制度資金の在り方について、引き続き各区域の状況を確認の上、必要に応じ農林水産省にも見直し検討を求めていくこととしたい。

また、上記目標については、農業融資に対する協会の保証債務に対して信用基金が保険を引き受けるという制度設計上、信用基金単独で保険引受に係る目標を達成することが困難であるため、融資機関や協会はもちろん、各県の農業法人協会など関係機関も交えて取り組んでいくことが必要であり、今後も引き続き、農林水産省との連携を密にしながら、全国段階のみならず都道府県段階においても関係機関・団体等への働きかけを一層進めていくことが重要である。

(3) 借入者の信用リスク（経営財務状況）に応じた農業信用保険の引受けについて

令和 6 年度に成案を得た令和 8 年 4 月から適用する新たな段階別保険料率について、事業・組織問題検討会、全国常務者会議（6 月）、協会の地域別会議（ブロック会議）、協会担当者向け WEB 説明会（4 月、8 月）で、リスク計量化モデルの活用などについて説明を実施した。

この中で、協会（若しくは区域）で農業者の経営財務状況を判定するために必要な財務情報の入力が進んでいない状況が把握されたことから、これに対応するため、信用基金として、財務情報の代行入力など、支援を実施する予定である。

3 保険事故率の低減に向けた取組の実施

(1) 大口保険保証引受における事前協議について

① 大口保険保証事前協議の効果

大口保険被保証者（保険価額残高が 2 億円（一部資金は 50 百万円）を超える被保証者をいう。）に対して保険価額 10 百万円以上の保証をする場合、又は、保険価額 10 百万円以上の保証をすることで大口保険被保証者に該当する場合は、主務省からの指示に基づき協会との間で大口保険保証引受案件の事前協議制度を導入しているが、協議対象案件と協議不要案件の事故率を見ると、農業経営改善資金を除き前者が後者を下回っ

【機密性 2 情報】

ており、事故リスクの低減に一定の効果を果たしているものとする。
(表 2)

表 2 事故率比較（事前協議導入（平成 19 年度）から令和 6 年度まで）

(単位: 千円、%)

資 金	事前協議案件			事前協議不要案件			(C)-(F)
	保険引受額(A)	保険金支払額(B)	事故率(C) (B)/(A)×0.7	保険引受額(D)	保険金支払額(E)	事故率(F) (E)/(D)×0.7	
農業経営改善資金	136,139,350	1,055,769	1.108%	1,109,716,986	5,358,393	0.690%	0.418%
農業経営維持資金	60,519,391	2,233,764	5.273%	86,223,789	6,951,895	11.518%	▲ 6.245%
農業施設資金	88,460,977	101,490	0.164%	1,548,693,925	2,929,335	0.270%	▲ 0.106%
農業運転資金	664,731,828	238,470	0.051%	708,443,023	4,537,041	0.915%	▲ 0.864%
農家経済安定施設資金	68,742,000	-	0.000%	1,907,574,025	2,137,881	0.160%	▲ 0.160%
農家生活改善資金	150,000	-	0.000%	451,674,916	403,258	0.128%	▲ 0.128%

② 大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準の運用状況の検証

大口保険保証引受案件の事前協議の取組を拡充する方策として、経営財務状況（信用リスク）に応じた引受条件等内部基準（「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」（以下「ガイドライン」という。））を設定し、令和 4 年 4 月から適用しているところである。このガイドラインについて、令和 4 年 4 月から令和 7 年度上半期までの運用状況を検証すると次のとおりである。

ア ランク判定結果について

令和 7 年度上半期までのガイドラインに基づく協議対象先数³は 324 先であり、ランク判定結果は表 3 のとおりで、4 区分（A、B、C、D）の中で、経営財務状況が最も良い「A」が 171 先、以下、「B」が 32 先、「C」が 6 先、「D」が 115 先であった。

³ ガイドラインに基づく協議対象先数は農業資金の被保証者であり、農外事業資金の被保証者は含まれない。また、協議対象先数は、令和 4 年度から令和 7 年度上半期までの間、1 被保証者が複数回協議を実施している場合、協議件数毎に集計しているため、協議対象先数と協議対象となった被保証者数は一致しない。

表 3 ランク判定結果

(単位：ガイドラインに基づく協議対象先数)

		ランク判定結果				
		A	B	C	D	計
P D ラ ン ク	低	143	23	0	3	169
	中	19	7	3	16	45
	高	9	2	3	96	110
	計	171	32	6	115	324

イ ランクに応じた引受上限額について

A、B、Cの各ランクに応じた引受上限の適用状況は表4のとおりで、209先のうち199先が各ランクの上限額以内であり、超過した10先についても、ガイドラインで求めている「上限額以内まで債務圧縮する計画」を策定済みであることが確認できた。

表 4 A～Cランクの引受上限額適用状況

(単位：ガイドラインに基づく協議対象先数)

ランク判定結果		A	B	C	計
上限額		10億円	8億円	6億円	
上限額以内		167	26	6	199
上限額超		4	6	0	10
債務圧縮計画	有	4	6	0	10
	無	0	0	0	0
計		171	32	6	209

Dランク 115先のうち、ガイドラインで求めている低ランク先の引受条件が措置されているのは99先となっている。その内訳は、「譲渡担保等保全措置」52先、「ペナルティー設定（代位弁済総額の1割以上）」9先、「保証割合（部分保証）」23先、「自己資金対応（資金需要額の1割以上）」15先となっている。（表5）

また、低ランク先の引受条件が措置されていない16先については、ガイドラインに基づき、「信用基金の内部基準に適合しないことのみをもって諾否の判断をするわけではなく、柔軟・弾力的な協議に応じて対応した」結果であり、その内訳は、「事業計画等で収支改善の可能性が確認でき、早期の債務超過解消見込みがある」が7先、「貸借対照表は債務超過となっているが、実態財務は資産超過と認められる」が4先、「低ランク先の引受条件措置に時間を要するため、次回協議時までの

【機密性 2 情報】

措置を条件とする」が 5 先となっている。

表 5 低ランク先の引受条件

(単位：ガイドラインに基づく協議対象先数)

低ランク先の引受条件		
有	プロパー資金対応（資金需要額の 1 割以上）	0
	譲渡担保等の保全措置	52
	ペナルティ設定（代位弁済総額の 1 割以上）	9
	保証割合（部分保証）	23
	自己資金対応（資金需要額の 1 割以上）	15
	小計	99
無	早期債務超過解消見込み	7
	実態財務が資産超過状態	4
	次回協議時までの措置を条件	5
	小計	16
合計		115

ウ ガイドラインに沿った対応の状況

令和 4 年度のガイドラインに沿った審査の対応以後、協会との事前協議におけるヒアリングの他、ガイドラインに基づく審査の着眼点を共有するため、11 協会との間で勉強会を実施している。

上記ヒアリングの機会や勉強会における協会との意見交換を通じて、概ね協会側からガイドラインに沿った対応について違和感はない旨の反応を得られており、低ランク先の引受条件の措置の必要性やランク別の引受上限額について、ガイドラインに沿った対応が浸透していることが分かった。

エ 検証状況のまとめ

このように、ガイドラインを設定して 3 年半の間の運用状況は、引受条件の位置付け、考え方を含めて協会の理解が深まり、協会にとって保険引受についての予測がつくといった、ガイドライン設定において且指していた効果が出ているものと考えられる。

このガイドラインの適用を開始してから 4 年目であり、引き続き現行の基準による運用状況を確認していくことが重要であるが、農業経営体の規模拡大の進展や近年の農業資材価格高騰により事業費が増嵩傾向にある中、引受上限額を超えた引受けに対する要望の高まりを踏まえると、例えば財務内容の優良な先に限って引受上限額を緩和する等弾力的な引受対応を行うことについて前向きに検討していくことが

【機密性2情報】

必要である。

(2) 要管理特定事前協議被保証者の期中管理方針の報告等について

① 経緯

保険金支払い案件の中には、適切な期中管理が行われず、結果として事故の防止や代位弁済額の低減の機会があったにもかかわらず、代位弁済に至ってしまった案件が見受けられたことから、令和4年度から、信用基金として、事故率低減に向けてより主体的・積極的な取組を行うため、

- ・ 要管理特定事前協議被保証者を対象に、協会が判断した格付区分及び過去3か年の財務状況等について報告を求め、
- ・ その報告内容に基づき信用基金が格付区分の妥当性を検証し、
- ・ 必要に応じて協会と協議をして最終的に格付区分を確定した上で協会へ格付区分に応じた対応を求める文書を通知

することとした。

加えて、令和5年度からは、前年度に引き続き報告対象となった被保証者について、前年度に信用基金が協会へ求めた対応が行われたかどうかについても報告を求めている。

② 報告対象者の状況

令和4年度以降にこの報告対象となった者は106名⁴であり、このうち、条件変更を実施した者は37名、保険金支払いにまで至った者は9名である。(表6)

表6 要管理特定事前協議被保証者の格付区分ごとの状況

	計	うち条件変更	うち保険金支払
合計	106名	37名	9名
うちB区分	70名	13名	0名
うちC区分	29名	20名	4名
うちD区分	7名	4名	5名

格付区分ごとにみると、格付区分が「B」については、全70名中、

⁴ 人数は、条件変更を複数回実施する、条件変更の後に保険金支払いに至るなどの事由による累計値であり、内訳の計と一致しない。

【機密性 2 情報】

条件変更が 13 名あったが、保険金支払いにまで至った者はいない。

格付区分が「C」については、全 29 名中、条件変更が 20 名、保険金支払いにまで至った者が 4 名あった。

格付区分が「D」については、全 7 名中、条件変更が 4 名、保険金支払いにまで至った者が 5 名あった。

当基金の保険引受け案件においても、格付区分が低位なもの（経営状況が深刻化している格付け）ほど、条件変更及び保険金支払に至る蓋然性が高いことがわかる。

③ 当基金からの通知への対応状況

信用基金では、要管理特定事前協議被保証者について、協会からの報告を受け、全ての案件について内容を検証の上、必要に応じ協会と協議を行い、被保証者別にそれぞれの格付区分に応じた対応を明記し、対象協会に通知し、その内容に基づく対応を求めている。

令和 7 年度は、6 年度から引き続き報告対象となった被保証者全てにおいて、前年度に信用基金が協会へ求めた対応が実施されていることが確認できた。

④ 検証状況のまとめ

この取組により、格付区分が低位なもの（経営状況が深刻化している格付け）ほど、条件変更及び保険金支払に至る蓋然性が高いことが明らかとなったことから、今後も引き続き現状の運用を実施し、今後の運用状況を定期的に検証し見直しを行っていくことが必要である。

(3) 部分保証やペナルティー方式等の導入効果について

① これまで、保険事故率の低減に向けた取組として、主務省から信用基金及び協会に対する通知に沿って、部分保証やペナルティー方式が導入され、信用基金が中期目標に沿って毎年度その効果の検証を行ってきたところである。これらの効果の検証と将来の課題については、令和 4 度の農業信用保険業務運営の検証委員会において一定の結論を得たところであるが、引き続き、これまでと同様、部分保証の導入効果について検証を行う。

② 部分保証を導入した資金について、保険引受案件に係る事故率を部分

【機密性 2 情報】

保証導入の前後で比較してみると、部分保証導入後の事故率は導入前に比べ低率になっており、部分保証導入により保険事故の発生の抑制が図られていると思われる。(表 7)

また、ペナルティー方式の導入状況についての実態調査の結果を見ると、ペナルティー方式自体は殆どの協会では導入されているが、融資機関の負担率については、融資額ベースで見ると、実質的に 3 %程度と僅かな負担となっており、その有効性については限定的であると考えられる。

表 7 事故率比較（部分保証導入（19 年度）から令和 6 年度まで）

(単位：百万円)

	部分保証導入後（19年度以降）引受案件			部分保証導入前（18年度以前）引受案件			(C) - (F)
	償還額 (A)	保険金支払 (B)	事故率 (C) (B)/((A)×0.7)	償還額 (D)	保険金支払 (E)	事故率 (F) (E)/((D)×0.7)	
畜特資金	20,743	2,136	14.7%	41,057	5,175	18.0%	▲ 3.3%
負担軽減資金	16,937	976	8.2%	40,103	2,911	10.4%	▲ 2.1%
畜特 + 負担軽減	37,680	3,112	11.8%	81,160	8,087	14.2%	▲ 2.4%

- ③ 部分保証やペナルティー方式については、上述のように一定の効果があるものと認められるが、これまでの当委員会で検証したとおり様々な課題があり、また、「協会が個別に融資機関の理解を得て部分保証の対象資金や、ペナルティー方式の導入の拡大等を行うことは困難がある」と考えられ、一層の活用を図るためには主務省からの指導が必要と考えられる。

4 事務処理の適正かつ迅速な実施

(1) 基金協会からの提出書類の簡素化

① 経緯

保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、協会から提出される農業保証保険取扱要領に規定する書類について、

- ・ 不要な書類がないか
- ・ 提出書類の項目に、信用基金で活用していない項目や他の書類と重複している項目がないか

に着目して、書類の簡素化の可否等について検討してきた。

【機密性 2 情報】

② 令和 7 年度における取組

家畜疾病経営維持資金にクイック融資メニューによる資金の融通が追加されたことに伴い、大口保険保証事前協議に係る協会からの提出書類の簡素化を実施した。

また、現在、次期農業保証保険システムの構築に向けて、システム負荷及び事務処理負担の軽減を図る検討を行っているところであり、協会に提出を求める書類についても①の観点から検討していく。

(2) 標準的な処理の期間又は日程に沿った事務処理状況

大口保険保証引受案件の事前協議については、第 5 期中期計画に定める標準的な処理の期間に沿って事務を処理することとしているところ。また、保険通知の処理・保険料請求、保険金支払審査、回収納付金の納付及び長期・短期資金貸付審査についても、第 5 期中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って事務処理をすることとしている。

これらの事務について、令和 7 年度上半期の処理状況を確認したところ、表 8 のとおりの結果となっており、概ね適正に処理されていることを確認した。

今後も、各事務については、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って処理していくこととする。

【機密性 2 情報】

表 8 各事務の標準的な処理の期間又は日程、処理状況

	標準的な処理の期間又は日程 (A)	処理状況		
		対象件数 (B)	(A) に沿った 処理件数 (C)	処理率 (C/B)
大口引受案件の 事前協議	10営業日以内	58	58	100%
(以下参考)				
保険通知の処理 ・保険料請求	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付日：毎月25日 ・保険通知書提出期限： 納付月の前月5日 ・保険料納入請求書の送付日： 納付月1日 ・差引計算通知書送付日： 納付月18日 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険通知処理： 109,240件 ・保険料納入請求： 296件 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険通知処理： 109,240件 ・保険料納入請求： 296件 	100%
保険金支払審査	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金支払日： 毎月5日、15日、25日 ・保険金請求書提出期限： 5日支払 前月20日まで 15日支払 前月末日まで 25日支払 当月10日まで ・保険金支払通知書送付日： 5日支払 前月28日 15日支払 当月8日 25日支払 当月18日 	431件 (※1)	431件	100%
回収納付金の納付	<ul style="list-style-type: none"> ・回収納付金納付日： 毎月25日 ・回収通知書提出期限： 当月納付 当月10日まで 翌月納付 納付月の前月 末日まで ・回収納付通知書の送付日： 納付月18日 	23,840件 (※2)	23,840件	100%
長期・短期資金 貸付審査	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込書提出期限： 貸付予定日の7営業日前 まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期資金：46件 ・短期資金：10件 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期資金：46件 ・短期資金：9件 	98%

(※1) 令和7年4～9月に保険金支払を行った件数（保証保険、融資保険の計）

(※2) 令和7年4～9月に回収納付を受けた件数（保証保険、融資保険の計）

以上